

## (仮称)調布市議会の個人情報の保護に関する条例(案)の概要に対するパブリック・コメントの実施結果

### 【パブリック・コメント手続の実施概要】

#### 1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和4年10月3日(月)～令和4年11月1日(火)
- (2) 周知方法 令和4年10月5日号市報, 令和4年10月20日号市報及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 議会事務局, 公文書資料室, 神代出張所, みんなの広場(たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階), 各公民館, 各図書館・各地域福祉センター(染地除く), 教育会館(1階), 総合福祉センター, 市ホームページ
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接又は郵送, FAX, Eメール, アンケートフォームで議会事務局まで提出  
※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

#### 2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 38件(7人)

##### <提出意見の内訳>

総論に対する意見	12件
「定義」に対する意見	3件
「保有個人情報」に対する意見	4件
「仮名加工情報及び匿名加工情報」に対する意見	2件
「個人情報ファイル」に対する意見	4件
「開示, 訂正及び利用停止」に対する意見	6件
「調布市個人情報保護審査会への諮問」に対する意見	2件
「運用状況の公表」に対する意見	1件
「罰則」に対する意見	4件

- (2) 意見の概要と意見に対する議会の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する議会の考え方】

項目	No	御意見の概要	議会の考え方
総論	1	そもそも何故、市議会と自治体を分けて条例を制定するのか、市議会が対象外なのかその理由がわかりません。説明資料を読んでもその点には触れておりません。その理由、分けるメリット・デメリットを調布市として明確にした上で、パブリックコメントを募集していただきたかったと思います。	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「新個人情報保護法」という。）が改正され、地方公共団体の機関から議会が除外されます。市は、新個人情報保護法の規律が直接適用されることから、法で委任された事項を（仮称）調布市個人情報保護法施行条例（以下「市施行条例」という。）で制定するものです。議会は新個人情報保護法の適用対象となりませんが、市と議会が保有する個人情報の取扱いに差異が生じることを避けるため、議会として（仮称）調布市議会の個人情報の保護に関する条例（以下「議会個人情報保護条例」という。）を制定するものです。
総論	2	◎「個人情報の取扱いに関し、差異が生じることを避けるため」と資料がありました。差異を避けるにも調布市に直接適用される「新個人情報保護法」の規定をそのまま市議会にも適用すればよいと思います。 理由 ① 個人情報を扱われた人にとって、条例の適用が二通りあるのは望ましくありません。 ② 主な制定内容に「準じて」の文言がいくつがあります。この「準じて」は曖昧で適切ではないと思います。何故ならば、いくらでも己の都合によって解釈ができるからです。場合によっては、個人情報を扱われた人にとっては不利になり、扱った議員にとっては有利になることもあり得るからです。	新個人情報保護法が、地方公共団体の機関から議会を除くこととされたことから、新個人情報保護法の規定を市議会に適用することはできません。そのため、新個人情報保護法による地方公共団体の個人情報保護の規律を市議会に適用するために議会個人情報保護条例を制定するものです。
総論	3	2021年11月に発覚した調布市つつじが丘のNEXCO東日本による陥没事故の被害者住民の情報公開請求に係る個人情報の調布市による漏洩事件を踏まえ、このような個人情報の重大インシデント発生時に、調布市議会または調布市個人情報保護審査会に調布市への報告徴求や立入検査、助言・指導・処分などを行うための根拠条文を新しい条例に設けるべきではないでしょうか。	現行の調布市個人情報保護条例（平成27年調布市条例第54号。以下「市現行条例」という。）と同様に市の執行機関の附属機関である調布市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問することで、専門的な知見に基づく意見を聴き、個人情報の適正な取扱いを確保するものです。
総論	4	①国が昨年5月に成立したデジタル関連法に伴い、個人情報保護法も変わったという事で、2023年4月からの新個人情報保護条例施行に伴い市民に意見を求めるという事だが、調布市は昨年11月に発覚した、重大な個人情報漏洩事件を、市が任命した個人情報保護審査会が出した意見である「電子メールの復元は、情報公開対象にする必要はない」という結論で「市民の大事な個人情報が市の職員によって漏洩してしまった」という事実に向き合おうとせず、「再発防止に取り組んでいく」としている。この「個人情報漏洩問題」について「再発防止のために何が必要か」を真剣に考えているなら、この問題を市が任命した機関ではなく、100条委員会等の行政を真に客観的にみられる第三者のメンバーで構成された機関で徹底して調査を行って、市民の不安を解消してからでも遅くはないのではないか。以下の記事を紹介する。	新個人情報保護法は、令和5年4月1日から施行され、基本的に地方公共団体の機関から議会が除外されることから、この施行時期にあわせ、議会個人情報保護条例を新たに制定するものです。

【意見の概要と意見に対する議会の考え方】

項目	No	御意見の概要	議会の考え方
		<p>「個人情報保護をめぐる問題を憲法の視点から考えようと24日、日本弁護士連合会がシンポジウムを開きました。報告者らは、昨年の国会で改悪された個人情報保護法が国民のプライバシーを後退させる危険を指摘。赤石あゆみ弁護士は、国の独立機関である個人情報保護委員会の現状を報告しました。個人情報の保護と利活用という相反する任務をもつ同委員会。赤石氏は「機能をまっとうできるか疑問」とのべました。体制についても、赤石氏は公正取引委員会が854人なのに対し、個人情報保護委員会の定員がわずか195人にすぎないと指摘。</p> <p>職員も、監督対象の民間企業（大手の通信や電機、証券、銀行、損保など）から18人（昨年10月時点）いることをあげ「公正性に疑問がある。企業による個人情報の利活用のために偏った構成だ」とのべました。森田明弁護士は、個人情報保護条例の状況を報告しました。改悪された個人情報保護法では、来年4月から各自治体を持つ同条例を国の行政機関のものへと画一化するとしています。森田氏は「個人情報保護は、むしろ自治体が先進的な役割を果たしてきた。それを国に合わせるやり方は逆だ」と批判しました。森田氏は、来年4月からの条例施行にむけて自治体の対応が遅れていることを指摘。「アンケートでは来年3月に議会にはかる予定の自治体も多く、十分な議論ができるか、疑問だ」とのべました。（しんぶん赤旗2022年8月25日付け）</p>	
総論	5	<p>②パブリックコメントを求めるには、現行の個人情報保護条例の何が国の法律との関係に齟齬をきたすのか、わかりづらく条例自体への期間も短すぎると思う。施行される予定の新個人情報保護条例で具体的にどう変わるのかわからない。</p> <p>あの個人情報漏洩問題が発覚してから、私は、自分の個人情報を行政に安心してゆだねることはできない。ライン登録で気軽に行政に声を届けることができるという仕組みも始まっているが、どうしても引っかかる。「憲法92条は『地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定める』として「地方自治の本旨」に反する法律や国の介入を認めていない。地方自治の本旨には、住民自治と団体自治の原理が含まれる。住民自治とは、地方自治は住民の意思に基づいて行われること、団体自治とは、地方自治が国から独立した団体にゆだねられて自らの意思と責任でなされること』（＝広島市立大学准教授の河上暁弘氏やしんぶん「赤旗」2022年7月31日付け）という、文を読み、コロナ禍で医療崩壊や保健所がない中、調布市の職員の方々のお陰で、調布市独自の施策ができ、助かった市民は多いと思う。自治体は、政策やイデオロギーにかかわらず、そういった事態が最も顕在化する現場なので、具体的な問題提起ができ、ゆえに調布市独自の施策ができたのではないかと？</p> <p>調布市は、①で紹介した森田弁護士の言葉通り、調布市独自のこれまでの自治体独自の先進的な「個人情報保護条例」で安心安全な市民生活を送れるように市民の信頼を取り戻して欲しい。</p> <p>市民に最も近いのは、自治体であり、市議会議員のみなさんではないのか？十分な議論を望みます。以上</p>	議会個人情報保護条例に基づき、個人情報保護制度の適切な運用を図って参ります。
総論	6	<p>「新個人情報保護法」の共通ルールの適用除外の意味および市議会の独立性に鑑み、共通ルールに合わせ改訂する必要はないと思います。</p>	地方公共団体の議会は、国会、裁判所との整合を図るため新個人情報保護法の適用対象外となりましたが、議会として個人情報保護の適切な運用を図るために新たに議会個人情報保護条例を制定するものです。

【意見の概要と意見に対する議会の考え方】

項目	No	御意見の概要	議会の考え方
総論	7	<p>はじめに： パブリックコメントの意見の概要を作成するにあたって、提出者の意見の趣旨を曲げられることがあるので、無断で要約しないこと。要約する必要がある場合は、必ず意見提出者の了解を得ること。なお、要約不要になるように簡潔に記載したつもりである。 また、この意見提出メールを受け取られたら、受信確認のために「確かに受け取った」と必ず返信してください。</p> <p>意見： 総論 ● 個人情報保護法改定が、自治体が先駆的に守ってきた個人情報保護、プライバシー権、自己情報コントロール権などの個人の基本的権利の尊重が不十分な状態で、データの利活用を可能とし、ひいてはデジタル監視社会へと踏み出すものであるから、今回の、(仮称)調布市個人情報保護法施行条例制定だけでなく、法の対象外である(仮称)調布市議会の個人情報の保護に関する条例の制定により、個人情報保護の後退や地方自治・条例制定権否定につながるようすべきである。</p>	<p>議会個人情報保護条例に基づき、個人情報保護制度の適切な運用を図って参ります。</p>
総論	8	<p>● 現行の調布市個人情報保護条例との相違点と、相違箇所が、上記の観点において後退してるか、していないかの評価や特徴を示すこと</p>	<p>市現行条例では、実施機関及びその職員として議会及び議員が規定されています。議会個人情報保護条例では議員は対象外としますが、議会としての責務の規定や機関としての議会の義務を規定しているため、議会の構成員たる議員として議会個人情報保護条例に規定される個人情報の規律を遵守する責務はあることから、議会の責務において、適正な取扱いが確保されるよう適切な運用を図って参ります。</p>
総論	9	<p>● (仮称)調布市個人情報保護法施行条例(案)との相違点と、その箇所が、上記の観点において後退してるか、していないかの評価や特徴を示すこと</p>	<p>新個人情報保護法による地方公共団体の個人情報保護の規律を議会に適用するために議会個人情報保護条例を制定するものです。議会個人情報保護条例は、新個人情報保護法及び市施行条例で規定される内容に準じて規定します。</p>
総論	10	<p>● 議会は、新個人情報保護法の対象外とのことだが、法に基づく(仮称)調布市個人情報保護法施行条例(案)と調和した内容になると理解してよいか？ その場合、(仮称)調布市個人情報保護法施行条例(案)がカバーしない範囲については、この条例でどのように表現するのか示すこと</p>	<p>新個人情報保護法による地方公共団体の個人情報保護の規律を議会に適用するために議会個人情報保護条例を制定するものです。議会個人情報保護条例は、新個人情報保護法及び市施行条例で規定される内容に準じて規定します。</p>
総論	11	<p>意見1 条例制定の前提となっているいわゆる「デジタル改革関連法」は国民的議論もなく63本の法案が改定された。この経緯からして、調布市議会の個人情報保護に関する条例(案)は、個人情報保護、開示請求、について現行の調布市個人情報保護条例の水準を維持することを求める。</p>	<p>新個人情報保護法による地方公共団体の個人情報保護の規律を議会に適用するために議会個人情報保護条例を制定するものです。議会個人情報保護条例は、新個人情報保護法及び市施行条例で規定される内容に準じて規定します。</p>

【意見の概要と意見に対する議会の考え方】

項目	No	御意見の概要	議会の考え方
総論	12	意見2 上記に関連して第一条 目的は現行調布市個人情報保護条例を基本に市議会の個人情報保護という条例の目的に合わせて調整すべきである。 以下 現行の調布市個人情報保護条例 第一条  「(目的) 第1条 この条例は、保有個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する市民の権利を保障するとともに、個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、もって市民の基本的な人権を擁護し、公正な市政運営を図ることを目的とする。」  他の規定も自己情報開示請求など現行通りの期間とすること。	議会個人情報保護条例に基づき、個人情報保護制度の適切な運用を図って参ります。
定義	13	調布市個人情報保護条例の「個人情報」の定義をみると「死者の個人情報」を含むのか否か不明であるが、もし調布市または調布市議会のこれまでの実務取扱いで、個人情報に死者の個人情報も含めて保護していたのであれば、地方自治・団体自治の観点から(憲法92条、94条)、新しい条例においても死者の個人情報を含めて保護するように個人情報を定義すべきではないか。	個人情報の定義は、新個人情報保護法第2条第1項に「生存する個人に関する情報」と規定されていることから、議会個人情報保護条例においても新個人情報保護法に準じて規定します。
定義	14	これまでの調布市議会または調布市の実務取扱いとして、センシティブ情報(機微情報)に、個人情報保護法の定める要配慮個人情報に含まれない情報をも保護の対象にしてきたのであれば、それを今後も条例要配慮個人情報と定義し保護すべきではないか。(例えば本籍地、金融資産情報、図書館の貸出履歴、性的指向、労働組合の加入の有無など。)	要配慮個人情報について新個人情報保護法では「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」と規定されており、新個人情報保護法に準じて議会個人情報保護条例においても規定します。
定義	15	● 死者の情報は、別途条例を制定し保護すること	個人情報の定義は、新個人情報保護法第2条第1項に「生存する個人に関する情報」と規定されていることから、議会個人情報保護条例においても新個人情報保護法に準じて規定します。取扱いについては、開示を求められた場合は、個別具体的な事情に応じて、適正に取り扱って参ります。
保有個人情報	16	以下は各論 ● 保有個人情報について(1)、議員を対象外とすべきでない。 「保有個人情報は、議会の事務局の職員(以下「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものとし、また、議長を含む議員(以下「議員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報は、保有個人情報から除外するものとします。」と説明資料の表6にあるが、なお書きの箇所 「議員が職務上作成し、又は取得した個人情報は、保有個人情報から除外するものとします。」は削除し、「保有個人情報は、議長を含む議員(以下「議員」という。)および議会の事務局の職員(以下「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、議員および職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものとし、また、後述の罰則も適用すべきである。(注：下線はパブコメ提出者が追加)	議員の職務の範囲は広範かつ法令上明確でないため、議員が職務上作成し、又は取得した個人情報を議会個人情報保護条例の規制の対象とする、議員活動に過度に広範な規制となる恐れがあることから対象外としています。 なお、議会としての責務の規定や機関としての議会の義務を議会個人情報保護条例に規定しているため、議会の構成員たる議員として条例に規定される個人情報の規律を遵守する責務はことから、議会の責務において、適正な取扱いが確保されるよう適切な運用を図って参ります。



【意見の概要と意見に対する議会の考え方】

項目	No	御意見の概要	議会の考え方
保有個人情報	17	<p>● 保有個人情報について（２）、議員を対象外とすべきでない理由。 議員には、自由に行うべき政治活動と特別職の公務員としての２つの役割があるが、後者については対象外とする合理的理由はない。条例の対象とすべきであり、後述の罰則も適用すべきである。その根拠の一例は以下である。 「地方自治体における個人情報保護の実務上の課題」上拂耕生 http://rp-kumakendai.pu-kumamoto.ac.jp/dspace/bitstream/123456789/360/1/163406_ueharai.pdf の「３ 対象機関の範囲（１）議員に対する個人情報の守秘義務」には、 -----引用開始----- 「しかし、前述したように、地方議会の議員を個人情報保護条例の規制の対象から除く合理的理由はないのだから、議会を条例の上の実施機関とする条例改正が望まれる。すなわち、議員の活動には選挙活動等の政治活動と、条例の審査・立案、議会での質問等、議員としての職務に関わるものがあるが、後者は特別職の公務員としての活動であり、かかる活動のために保有するに至った個人情報については、一般職の公務員と同様、個人情報保護条例の規制が及ぶべきである（１０）。なお、同様に、罰則規定の対象には議員も含めるべきである（１１）。 （１０）宇賀克也「個人情報保護条例の現状と課題」『ジュリスト』1367号（2008年）47頁 （１１）宇賀克也・前掲注（１０）57頁 -----引用終わり----- なお、宇賀克也氏は現在最高裁判所判事である。</p>	<p>議員の職務の範囲は広範かつ法令上明確でないため、議員が職務上作成し、又は取得した個人情報を議会個人情報保護条例の規制の対象とすると、議員活動に過度に広範な規制となる恐れがあることから対象外としています。 なお、議会としての責務の規定や機関としての議会の義務を議会個人情報保護条例に規定しているため、議会の構成員たる議員として条例に規定される個人情報の規律を遵守する責務はあることから、議会の責務において、適正な取扱いが確保されるよう適切な運用を図って参ります。</p>
保有個人情報	18	<p>● 保有個人情報について（３）、議員を対象外とすることによる問題の可能性について 議員を対象外とすると以下のような問題が考えられる。どのように個人情報保護が担保されるのか示すこと。 １）議会活動に関する情報は、市長部局や市民その他からもたらされるが、それらの窓口として議会事務局だけでなく、直接議員にももたらされる。それらに様々な個人情報が含まれるので、包括的に保護されるべきである。 ２）また、議長や副議長が、一般の議員と違って、承認などの役割において議会事務局の活動に組み入れられているなら、少なくとも議長や副議長は除外すべきでない。</p>	<p>１）議員の職務の範囲は広範かつ法令上明確でないため、議員が職務上作成し、又は取得した個人情報を議会個人情報保護条例の規制の対象とすると、議員活動に過度に広範な規制となる恐れがあることから対象外としています。 なお、議会としての責務の規定や機関としての議会の義務を議会個人情報保護条例に規定しているため、議会の構成員たる議員として条例に規定される個人情報の規律を遵守する責務はあることから、議会の責務において、適正な取扱いが確保されるよう適切な運用を図って参ります。 ２）議長は、事務統理権を有し（地方自治法（昭和22年法律第67号）第104条）、事務局が保有する全ての個人情報を取扱う立場にありますが、議長である議員が得た個人情報が、議長として得たものか議員として得たものかの判断が困難であることから、議員と同様の取扱いとしています。</p>

【意見の概要と意見に対する議会の考え方】

項目	No	御意見の概要	議会の考え方
		<p>3) 議会事務局から議案その他の議員に提供する情報は、マスキングなどですべて個人情報保護の処理をできるのか？</p> <p>4) 3) の一例だが、陳情は議会事務局が受け付けて、審査のために議員に配布する場合、陳情者の個人情報などをマスキングしないならば、議員を対象としないと、尻抜けになる。</p> <p>5) 市議会議長宛の情報公開請求書は、議会事務局が受け付けるだろうが、決定に議長等が関与し、情報公開請求者や公開文書に含まれる個人情報については、関与する議長等からも保護の対象にすべきである。</p> <p>6) また、かつて富山県議会で政務活動費の大スキャンダル事件があり、多くの議員が辞職したが、そのときに議会事務局が、議員に情報公開請求者の情報を提供することは違法であるにもかかわらず、提供して問題になったことがある。 調布市では、議会事務局はこのような場合、どのような対応をとるのか？議員から照会があったとき、情報公開手続きにより、情報公開請求者の個人情報をマスキングした情報公開請求書を市政情報として公開すべきである。</p> <p>7) 「市議会議長へのはがき」や手紙、手渡し要望書など、議会報告会の参加者アンケートなどは、議会事務局経由なら、個人情報をマスキングして議員に提供できるだろうが、議会事務局経由でないとした場合、どのように個人情報を保護するのか示すこと。 通常、市民は議員が条例の対象とは考えないだろうから、無防備であり、議員が条例の対象外にあることは問題である。</p> <p>8) 議員が特別職の公務員として外郭団体その他の会合や視察などに行って、議会事務局が関与しないで、議員が直接取得した情報に個人情報が含まれるものがある場合、それらが保護の対象にならないのは問題である。また、公文書管理の観点からも問題である。</p>	<p>3) 審査等において必要な情報は、議員に提供していますが、議会としての責務の規定や機関としての議会の義務を議会個人情報保護条例に規定しているため、議会の構成員たる議員として条例に規定される個人情報の規律を遵守する責務はあることから、議会の責務において、適正な取扱いが確保されるよう制度の適切な運用を図って参ります。</p> <p>4) 議会の責務として個人情報保護の適切な運用を図って参ります。</p> <p>5) 議長は、事務統理権を有し（地方自治法第104条）、事務局が保有する全ての個人情報を取扱う立場にありますが、議長である議員が得た個人情報が、議長として得たものか議員として得たものかの判断が困難であることから、議員と同様の取扱いとしています。</p> <p>6) 引き続き適切な運用を図って参ります。</p> <p>7) 議員の職務の範囲は広範かつ法令上明確でないことから、議員が職務上作成し、又は取得した個人情報を議会個人情報保護条例の規制の対象とすると、議員活動に過度に広範な規制となる恐れがあることから対象外としています。 なお、議会としての責務の規定や機関としての議会の義務を議会個人情報保護条例に規定しているため、議会の構成員たる議員として条例に規定される個人情報の規律を遵守する責務はあることから、議会の責務において、適正な取扱いが確保されるよう適切な運用を図って参ります。</p> <p>8) 議員の職務の範囲は広範かつ法令上明確でないことから、議員が職務上作成し、又は取得した個人情報を議会個人情報保護条例の規制の対象とすると、議員活動に過度に広範な規制となる恐れがあることから対象外としています。 なお、議会としての責務の規定や機関としての議会の義務を議会個人情報保護条例に規定しているため、議会の構成員たる議員として条例に規定される個人情報の規律を遵守する責務はあることから、議会の責務において、適正な取扱いが確保されるよう適切な運用を図って参ります。</p>

【意見の概要と意見に対する議会の考え方】

項目	No	御意見の概要	議会の考え方
保有個人情報	19	<p>● 保有個人情報について（４）、議員の２つの役割について議員は、自由に政治活動（選挙を含む）をすることと特別職の公務員という２つの役割をあわせ持つことから、市民の個人情報について関心が高いはずである。逆に、市民にとっては、議員が高い倫理意識を持って、２つの役割を区別し、特別職の公務員として厳正に個人情報を管理することを要求する。</p> <p>この観点において、議員について、条例の対象外とせず、適正に条例に組み込むべきである。</p>	<p>議員の職務の範囲は広範かつ法令上明確でないことから、議員が職務上作成し、又は取得した個人情報を議会個人情報保護条例の規制の対象とすると、議員活動に過度に広範な規制となる恐れがあることから対象外としています。</p> <p>なお、議会としての責務の規定や機関としての議会の義務を議会個人情報保護条例に規定しているため、議会の構成員たる議員として条例に規定される個人情報の規律を遵守する責務はあることから、議会の責務において、適正な取扱いが確保されるよう適切な運用を図って参ります。</p>
仮名加工情報及び匿名加工情報	20	<p>仮名加工情報は原則として第三者提供が禁止されているため（個人情報保護法４１条６項）、仮名加工情報を調布市議会が第三者提供を受けることはあり得ないと思われ、仮名加工情報に関する規定は不要ではないでしょうか。</p> <p>また、少し前までパブリック・コメントを実施中であった調布市個人情報保護条例案は匿名加工情報の規定の見送るとしていただいていたこととのバランスを取るためにも、調布市議会の条例も匿名加工情報の規定は不要とすべきではないでしょうか。</p> <p>地方自治・団体自治（憲法９２条、９４条）の観点から、調布市議会および調布市が国の「個人情報の利活用」という政策に安易に迎合する必要はないと考えます。「個人の権利利益の保護」と「個人の人格尊重」をこそ重視すべきであると考えます（個人情報保護法１条、３条、憲法１３条）。</p>	<p>市議会として、仮名加工情報、匿名加工情報を作成することは、想定し難くはありますが、市議会が受領することは想定されるため、予め規定するものです。</p>
仮名加工情報及び匿名加工情報	21	<p>意見３ 取得した仮名加工情報 匿名加工情報については個人情報と同等の扱いをすること。 取受記録を残すこと。外部提供はデータ処理のためであっても行わないこと。 市議会として仮名加工情報、匿名加工情報の作成は行わない事。</p>	<p>市議会として、仮名加工情報、匿名加工情報を作成することは、想定し難くはありますが、新個人情報保護法の規定に準じ、規定するものです。</p>
個人情報ファイル	22	<p>● 個人情報ファイル簿の作成・公表（改正法第７５条） 「個人情報ファイル簿」は、法の対象外となる個人情報も含め、目的外利用・外部提供・委託などの取扱状況を記載し、公表する仕組みを規定し、現行の内容を維持すること</p>	<p>新個人情報保護法の規定に準じて規定し、制度の適切な運用を図って参ります。</p>
個人情報ファイル	23	<p>● 行政機関等匿名加工情報の作成・提供（改正法第１０９条等） 「匿名加工情報」を重ね合わせると、個人を特定できる可能性があるため、「条例施行時の導入を見送る」だけでなく、その後も導入しないこと。</p>	<p>新個人情報保護法の規定に準じて規定し、制度の適切な運用を図って参ります。</p>
個人情報ファイル	24	<p>● 要配慮個人情報（人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴等）は、できる限り収集・データ化しないこと。あわせて、安全管理措置を講じてください。</p>	<p>新個人情報保護法の規定に準じて規定し、制度の適切な運用を図って参ります。</p>
個人情報ファイル	25	<p>配慮が必要な個人情報（人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴等）は、できる限り収集・データ化しないで、安全管理をお願いします。</p>	<p>新個人情報保護法の規定に準じて規定し、制度の適切な運用を図って参ります。</p>



【意見の概要と意見に対する議会の考え方】

項目	No	御意見の概要	議会の考え方
開示、訂正及び利用停止	26	<p>● 開示等請求における不開示情報の範囲 保有個人情報の開示請求における不開示情報は、調布市情報公開条例（以下条例）の非開示情報に合わせる規定を定めるとしたら、2つの条例の整合性をとる必要がある。</p> <p>なお、条例7条を恣意的に解釈し、条例8条を無視して、何でもかんでも条例7条2号や6号に該当するとして過大に黒塗りマスキングが行われている現状が市長部局にあり、また、それを是認する議員がいるので、条例から外れた恣意的な解釈や運用を防止する規定や職員・議員の教育が必要である。一例は、令和4年6月調布市議会提出の陳情第63号「都市整備部外環担当部署における条例違反の情報公開の運用を改めることを求める陳情」に示した処分や陳情審査である。 <a href="https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1655425814879/simple/tin_63.pdf">https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1655425814879/simple/tin_63.pdf</a></p>	<p>新個人情報保護法及び調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）に規定する情報について規定し、制度の適切な運用を図って参ります。</p>
開示、訂正及び利用停止	27	<p>● 開示決定等の期限（改正法第83条） 現行条例どおり14日以内とすべきである。デジタル化で期間短縮するなら理解できるが、長くなるなどありえない。</p>	<p>市施行条例との整合性を図り、30日以内としますが、開示請求の標準処理期間については現行と同様に14日以内とし、30日間を待たずに決定できる請求については速やかに対応するよう適切な運用に努めます。</p>
開示、訂正及び利用停止	28	<p>● 開示決定等の期限（改正法第83条） 陳情第64号「情報公開請求書を3か月以上も受け付けられない情報公開条例違反の業務を改めることを求める陳情」が令和4年6月の調布市議会に提出されている。 <a href="https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1655425814879/simple/tin_64_2.pdf">https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1655425814879/simple/tin_64_2.pdf</a> 開示決定等の期間を14日とか30日とか60日と規定しても、受け付けなければ意味がないので、行政の違法不当な不作為を防止するために、個人情報についても開示請求が調布市議会に届いた時点で受け付けるなどの歯止めの規定を設けること。</p>	<p>新個人情報保護法による地方公共団体の個人情報保護の規律を議会に適用するために議会個人情報保護条例を制定するものです。議会個人情報保護条例は、新個人情報保護法及び市施行条例で規定される内容に準じて規定します。</p>
開示、訂正及び利用停止	29	<p>● 開示請求権 市民の開示請求権を保障すること。「権利の乱用」条項などは追加しないこと</p>	<p>新個人情報保護法による地方公共団体の個人情報保護の規律を議会に適用するために議会個人情報保護条例を制定するものです。議会個人情報保護条例は、新個人情報保護法及び市施行条例で規定される内容に準じて規定します。</p>

【意見の概要と意見に対する議会の考え方】

項目	No	御意見の概要	議会の考え方
開示、訂正及び利用停止	30	<p>● 本人情報の開示、使用中止、訂正請求権等、自己情報コントロール権を条例に明記すること</p>	<p>新個人情報保護法においても、自己情報を知るための開示請求権、誤って記録されている自己情報の訂正請求権等の権利を定めていますので、新個人情報保護法の規定に準じて規定し、適正に運用して参ります。</p>
開示、訂正及び利用停止	31	<p>「(仮称)調布市議会の個人情報の保護に関する条例(案)の概要について」意見を書きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)調布市個人情報保護法施行条例(案)と同じく、国の「新個人情報保護法」に準拠した条例になりますが、これまで地方自治体が先駆的に守ってきた個人情報保護、プライバシー権、自己情報コントロール権などの個人の基本的な人権の尊重をお願いします。</li> <li>・これまで通り、市民の開示請求権を保障して下さい。第2回定例会陳情第63号「都市整備部外環担当部署における条例違反の情報公開の運用を改めることを求める陳情」で知りましたが、行政により、黒塗などでの一部(大規模な)非開示が行われています。同案件では、議会は真つ当な判断で情報公開をしていますが、行政～議会間でチェック機能は働かないのでしょうか？一方で、先のこの陳情に対し、5議員以外は「不採択」としています。議長の名のもとに「公開」した同じ請求を、行政が理由の不明瞭な判断で非公開(同様)としたことへの問題意識が、議会には伝わっていないのでしょうか。</li> </ul>	<p>新個人情報保護法においても、自己情報を知るための開示請求権、誤って記録されている自己情報の訂正請求権等の権利を定めていますので、新個人情報保護法の規定に準じて規定し、適正に運用して参ります。</p>
調布市個人情報保護審査会への諮問	32	<p>● 調布市個人情報保護審査会は、2021年11月に発覚した個人情報漏洩事件の調査において一定の役割を果たした。今後も住民の個人情報を保護し行政を監視する機能を維持すること</p>	<p>市現行条例と同様に執行機関の附属機関である審査会に諮問することで、専門的な知見に基づく意見を聴き、個人情報の適切な取扱いを確保するものです。</p>
調布市個人情報保護審査会への諮問	33	<p>調布市議会または調布市が調布市個人情報保護審査会への諮問制度を存置することに賛成です。</p>	<p>市現行条例と同様に執行機関の附属機関である審査会に諮問することで、専門的な知見に基づく意見を聴き、個人情報の適切な取扱いを確保するものです。</p>

【意見の概要と意見に対する議会の考え方】

項目	No	御意見の概要	議会の考え方
運用状況の公表	34	● 外部委託、外部提供、目的外利用等の案件は審査会に事前報告とし、報告された案件一覧をホームページなどで公表すること	新個人情報保護法による地方公共団体の個人情報保護の規律を議会に適用するために議会個人情報保護条例を制定するものです。議会個人情報保護条例は、新個人情報保護法及び市施行条例で規定される内容に準じて規定します。
罰則	35	◎ 主な規定内容の(9) 罰則に「議員は罰則の対象外とします」とあります。何故でしょうか？ より重い罰則が科せられるのでしょうか。法に触れることをしたならば議員にも同じように罰則を適用すべきだと思います。もし対象外とすることで議員が守られることになるのであれば、それは望ましくありません。よって議員を罰則の対象外とすることは賛同できません。	国会議員についても罰則は設けられていないことから議員に対する罰則は設けないこととします。 なお、議会としての責務の規定や機関としての議会の義務を議会個人情報保護条例に規定しているため、議会の構成員たる議員として条例に規定される個人情報の規律を遵守する責務はことから、議会の責務において、適正な取扱いが確保されるよう適切な運用を図って参ります。
罰則	36	● 罰則は、新個人情報保護法第176条～185条に準拠するならば、過料についても10万円以下にあわせるべきである。「地方自治法の規定により、特別の定めがない場合、条例で定められる過料上限が5万円となっていることから5万円以下とします。」とあるが、新個人情報保護条例（に準拠）という「特別の定めがある」のに、「特別の定めがない場合」を適用するのは理解できない。「お目こぼし」「お手盛り」ではないか。	地方自治法第14条第3項の規定により、条例で規定できる過料の上限は5万円とされていることから5万円以下と規定します。
罰則	37	● 「なお、議員は、罰則の対象外とします。」は削除すること。上記の「保有個人情報」に関して述べた意見「議員も条例の対象にすること」と関係して、罰則の対象とすべきである。	議員の職務の範囲は広範かつ法令上明確でないことから、議員が職務上作成し、又は取得した個人情報を議会個人情報保護条例の規制の対象とすると、議員活動に過度に広範な規制となる恐れがあることから対象外としています。 なお、議会としての責務の規定や機関としての議会の義務を議会個人情報保護条例に規定しているため、議会の構成員たる議員として議会個人情報保護条例に規定される個人情報の規律を遵守する責務はことから、議会の責務において、適正な取扱いが確保されるよう適切な運用を図って参ります。
罰則	38	新個人情報保護法の規定に準じて、議会事務局職員等に対する罰則が定められますが、市議会議員へのチェック、罰則規定は定めないのででしょうか？他に部門がないので、定めるべきだと思います。	議員の職務の範囲は広範かつ法令上明確でないことから、議員が職務上作成し、又は取得した個人情報を議会個人情報保護条例の規制の対象とすると、議員活動に過度に広範な規制となる恐れがあることから対象外としています。 なお、議会としての責務の規定や機関としての議会の義務を議会個人情報保護条例に規定しているため、議会の構成員たる議員として議会個人情報保護条例に規定される個人情報の規律を遵守する責務はことから、議会の責務において、適正な取扱いが確保されるよう適切な運用を図って参ります。